

報道関係者 各位

令和2年9月18日
(照会先)
特定事業部
特定事業管理グループ長 小松屋 潤
(電話直通 03-6861-8141)
経営企画部広報室
広報室長 山田 勝
(電話直通 03-5344-1110)

令和3年分扶養親族等申告書の送付

令和3年分扶養親族等申告書を対象のお客様へ、9月18日(金)から順次、お送りすることとしましたのでお知らせします。なお、提出期限は令和2年10月30日(金)となっています。

1. 送付時期及び件数

送付時期	対象のお客様	件数
令和2年9月18日～ 令和2年10月2日	最新の年金額が、以下の金額である老齢年金・退職年金の受給者 65歳未満 ^(※) の方 年間108万円以上 65歳以上 ^(※) の方 年間158万円以上	約820万件

※令和3年12月31日時点の年齢

2. お送りする書類

お送りする書類は、以下の3点です。

なお、前回扶養親族等申告書を提出された方へは【継続用】を、提出されていない方へは【新規用】をお送りします。

- ・「扶養親族等申告書」(別添1)
- ・「大切なお知らせ」(別添2)
- ・「作成と提出の手引き」^(※)

※当機構ホームページの「『令和3年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書』の送付について」に掲載しています。

3. 提出に当たっての留意事項

- ① 税制改正により、新たにひとり親控除が創設され、寡婦控除の要件が変更されたことに伴い、子がいる方は婚姻歴がなくても「ひとり親控除」の対象となります。
- ② 扶養親族等申告書を提出しない場合でも、源泉徴収の所得税率(5.105%)に変更はありません。よって、以下の全てに該当される方は扶養親族等申告書を提出する必要はありません。
 - ・控除対象となる配偶者または扶養親族がいない。
 - ・ご本人が障害者またはひとり親(寡婦)に該当しない。
- ③ 扶養親族等申告書の記入に当たっては、同封のパンフレット(「作成と提出の手引き」)や、日本年金機構のホームページをご覧ください。ホームページには記入方法を説明する動画やご不明な点をご案内する相談チャット^(※)も掲載します。

※「相談チャット」とは、コンピュータを利用して文字入力による会話形式のコミュニケーションを自動的に行うプログラムです。

4. 「扶養親族等申告書相談チャット」のご案内

日本年金機構ホームページ内に扶養親族等申告書に関する一般的なお問い合わせにシステムが自動応答する相談チャットを9月18日(金)から開設いたします。

お客様からのお問い合わせに対し、対話形式により自動で24時間いつでも対応しますので、ぜひご利用ください。

【利用方法】 以下の手順に従ってご利用ください。

- ① 「作成と提出の手引き」の最終ページ、または封筒の裏面に印字されている二次元コードを読み取ります。

3. 収入が公的年金等・給与以外の場合の計算方法

所得の種類ごとの所得金額の計算方法は次のとおりです。

所得の種類	所得金額(※)
利子所得	利子収入額と同額
配当所得	収入金額-株式等の取得に要した負債の利子
不動産所得	総収入金額-必要経費
事業所得	総収入金額-必要経費
譲渡所得	総収入金額-(取得費+譲渡費用)-特別控除額
退職所得	● 特定役員退職手当以外の場合：(収入金額-退職所得控除額)×1/2 ● 特定役員退職手当の場合：収入金額-退職所得控除額
山林所得	総収入金額-必要経費-特別控除額
一時所得	総収入金額-支出金額-特別控除額
雑所得 (公的年金等以外)	総収入金額-必要経費

※所得金額には、非課税所得のほか、源泉徴収課税により源泉徴収だけで納税が完了するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。
詳しくは、お近くの税務署にお尋ねください。

ご提出にあたりご不明な点は、『扶養親族等申告書相談チャット』または『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』へ！

1. 一般的・定型のご照会

『扶養親族等申告書相談チャット』 <https://www.nenkin.go.jp/> 

日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、上記の二次元コードよりぜひご利用ください。

2. 個人的・具体的ご照会

『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』 ☎ 0570-081-240 (ナビダイヤル)

※お問い合わせの際は、年金証書等、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

※050から始まる電話でおかけになる場合は、扶養親族等申告書の具体的な記入方法、扶養親族等申告書に関するQ&Aや、お近くの年金事務所のあるなどをご案内いたします。

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後9:15 (月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで)
第2土曜日 午前8:30～午後4:00
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

8

ご提出にあたりご不明な点は、『扶養親族等申告書相談チャット』または『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』へ！

『扶養親族等申告書相談チャット』 <https://www.nenkin.go.jp/> 

※日本年金機構ホームページでは、扶養親族等申告書に関するよくあるお問い合わせに自動でお答えする相談チャットを開設しています。24時間いつでも対応していますので、右記の二次元コードよりぜひご利用ください。

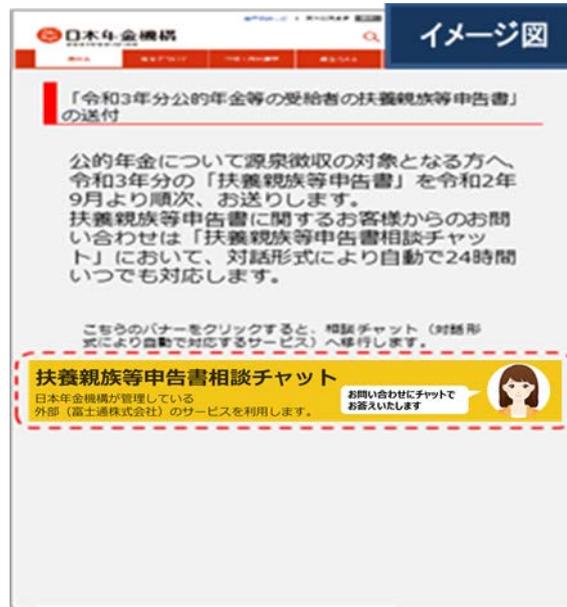
『扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル』 ☎ 0570-081-240 (ナビダイヤル)

お問い合わせの際は、年金証書等、基礎年金番号のわかるものをご用意ください。

※050から始まる電話でおかけになる場合は、(東京)03-6837-9932
※市外長線を省略する等、電話番号間違いが発生しています。先頭の「03」を省略しないようご注意ください。

※このマークはQRコードです。目的のページを簡単に検索し、音声で聞くことができます。

- ② 印字されている二次元コードを読み取りいただくと以下のページに移行しますので「扶養親族等申告書相談チャット」バナーをクリックしてください。

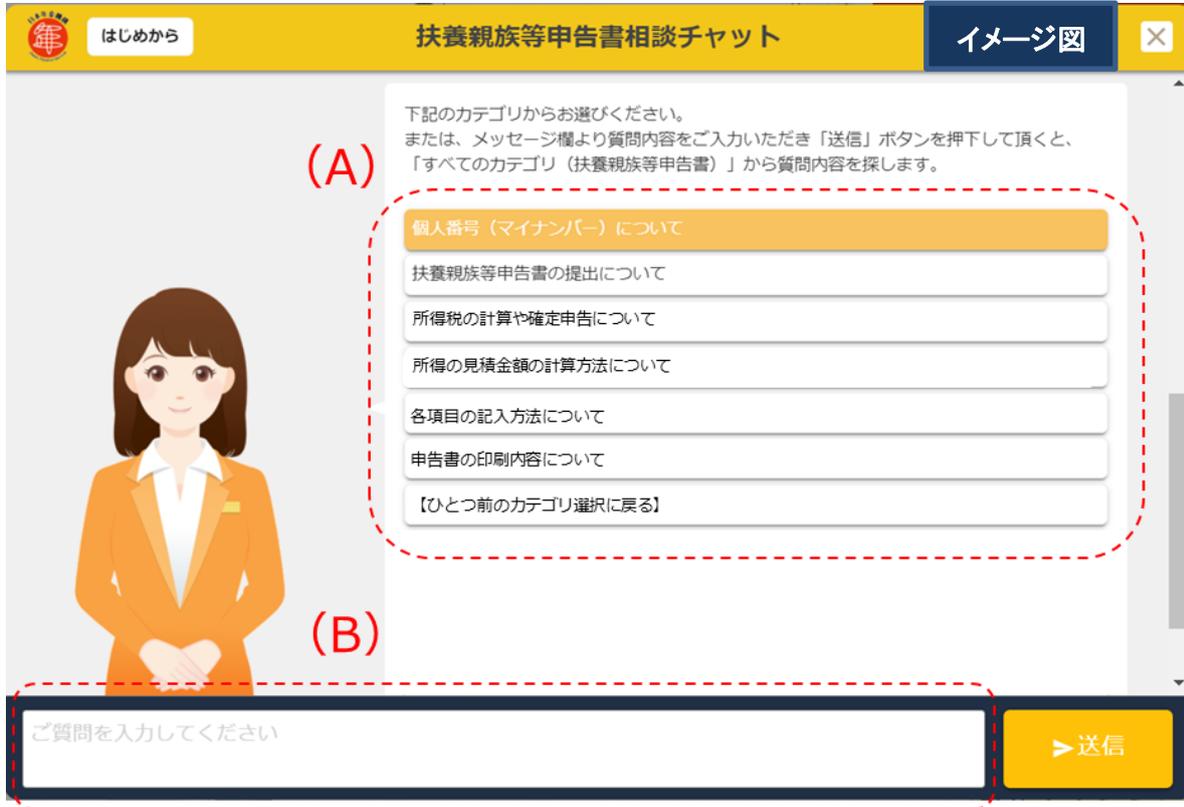


※日本年金機構 HP(トップ画面)の「扶養親族等申告書相談チャットはこちら」バナーをクリックからでも相談チャットページへ移行します。

- ③ 相談チャット画面が開き、「相談チャットご利用のための同意事項」が表示されます。同意事項をご確認の上、「はい」を選択すると会話が開始します。

A screenshot of the 'Consent Terms' screen for the '扶養親族等申告書相談チャット' (Support Family Statement Consultation Chat) service. The page has a yellow header with a 'はじめから' (Start from the beginning) button, the service name, and an 'イメージ図' (Image diagram) button with a close icon. The main content area is titled '相談チャットご利用のための同意事項' (Consent Terms for Using Support Family Statement Consultation Chat). The text explains that the service is for automatic responses to questions and that it is managed by an external company (Fujitsu). It lists several terms of service, including that it is not for general questions, that it does not handle personal information, and that it is available 24 hours. At the bottom, there are two buttons: 'はい' (Yes) and 'いいえ' (No). The 'はい' button is highlighted with a red dashed border.

- ④ 相談チャットには以下の2通りの方法があり、いずれも利用可能です。
- ・相談チャットが提示する質問やカテゴリ候補から、お問い合わせ内容を選択する方法(A)
 - ・入力欄にお問い合わせ内容を自由に入力して回答を探す方法(B)



- ⑤ 回答が表示されます。



⑥ 相談チャットの内容についてアンケートを表示いたします。

はじめから

扶養親族等申告書相談チャット

イメージ図

この中にはありません

2020/08/27 11:20:28

個人番号（マイナンバー）を変更しました。どのように記載すればよいでしょうか。

2020/08/27 11:20:33

申告書の裏面「概要」欄に記載してください。

前回扶養親族等申告書を提出されてから、控除対象となる配偶者、扶養親族の個人番号（マイナンバー）を変更された場合は、申告書の裏面「概要」欄に変更した対象者の氏名および変更後のマイナンバーを記載してください。

2020/08/27 11:20:34

お役に立てましたでしょうか？

はい

いいえ

2020/08/27 11:20:34

ご質問を入力してください

送信

⑦ 引き続きご質問がある場合は、再度、カテゴリを選択するか、入力欄へご質問を入力してください。

ご質問が無い場合は、相談チャットを終了してください。

5. 扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル

相談チャット等で対応できない、お客様からのお問い合わせは、「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」で承ります。

扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル



0570-081-240 (ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-6837-9932

受付時間: 月 曜日 午前 8:30～午後 7:00

火～金曜日 午前 8:30～午後 5:15

第2土曜日 午前 9:30～午後 4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後 7:00 までお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

以上

裏面

C 扶養親族（続き）

9	控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※	続柄	10 生年月日 特定・老人の種別			11 障害 該当なしの場合は記入不要	12 同居・別居の区分	13 年間所得の見積額
			1.明 7.平 年	3.大 9.令 月	5.昭 日			
刀ガナ		3 子	1.明	3.大	5.昭	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫	7.平	9.令				
機構 使用欄		5 父母祖父母	年	月	日			
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹	1. 特定 2. 老人					
刀ガナ		3 子	1.明	3.大	5.昭	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫	7.平	9.令				
機構 使用欄		5 父母祖父母	年	月	日			
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹	1. 特定 2. 老人					
刀ガナ		3 子	1.明	3.大	5.昭	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫	7.平	9.令				
機構 使用欄		5 父母祖父母	年	月	日			
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹	1. 特定 2. 老人					
刀ガナ		3 子	1.明	3.大	5.昭	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫	7.平	9.令				
機構 使用欄		5 父母祖父母	年	月	日			
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹	1. 特定 2. 老人					
刀ガナ		3 子	1.明	3.大	5.昭	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫	7.平	9.令				
機構 使用欄		5 父母祖父母	年	月	日			
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹	1. 特定 2. 老人					
刀ガナ		3 子	1.明	3.大	5.昭	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫	7.平	9.令				
機構 使用欄		5 父母祖父母	年	月	日			
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹	1. 特定 2. 老人					

D 摘要欄

14 摘要

〒 x x x - x x x x

杉並区 高井戸西 x-〇〇-△△



個人番号（マイナンバー）について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

年金 太郎 様

(年金の支払者)
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

令和3年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

提出年月日 令和 年 月 日



提出期限
令和2年 XX月 XX日

99999 99999 9999
99999 99999 99999

A 受給者

フリガナ	ネンキン タロウ	1	本人障害	1. 普通障害	2. 特別障害	
氏名		印	2	寡婦等	1. 寡婦 (子がいない女性の方)	2. ひとり親 (子がいる方)
電話番号			500万円以下 (年間所得見積額)			
生年月日	昭和 25年 11月 30日	3	本人所得	年間所得の見積額が 900万円を 超える場合は右の欄に○をしてください。		

共済

上記①～③は該当なしの場合は記入不要です

B 控除対象となる配偶者

4	源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5	配偶者の区分		6	配偶者障害	7	同居・別居の区分
フリガナ			配偶者の収入が年金のみで、 下記1. 2.のどちらかに該当の方は右の欄に○をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が158万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が108万円以下の方			1. 普通障害	1. 同居	
氏名						2. 特別障害	2. 別居	
続柄	1. 夫 2. 妻		上記以外の方は、「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。 (収入がない方はゼロを記入)			8 配偶者老人区分		
生年月日	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 年 月 日					2. 老人		
個人番号 (マイナンバー)				万円		配偶者の見積額が48万円以下かつ70歳以上の場合に該当		

C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)

9	控除対象扶養親族 (16歳以上) または扶養親族 (16歳未満) ※	10	特定・老人の種別	11	障害	12	同居・別居の区分	13	年間所得の見積額
フリガナ		3 子	1. 明 3. 大 5. 昭		1. 普通障害	1. 同居	48万円以下		
氏名		4 孫	7. 平 9. 令		2. 特別障害	2. 別居	48万円超		
フリガナ		5 父母祖父母	1. 明 3. 大 5. 昭		1. 普通障害	1. 同居	48万円以下		
氏名		6 兄弟姉妹	7. 平 9. 令		2. 特別障害	2. 別居	48万円超		
フリガナ		7 その他	1. 特定 2. 老人						
フリガナ		8 甥姪等							
フリガナ		9 三親等以内の親族							

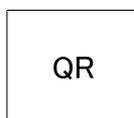
裏面

C 扶養親族（続き）		続柄	生年月日 10 特定・老人の種別	11 障害 該当なしの場合は記入不要	12 同居・別居の区分	13 年間所得の見積額
9	控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※					
刀ガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫		2. 特別障害	2. 別居	48万円超
機構 使用欄		5 父母祖父母				
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹				
刀ガナ		7 その他				
氏名		8 甥姪等	1. 特定 2. 老人			
機構 使用欄		9 三親等以内の親族				
刀ガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫		2. 特別障害	2. 別居	48万円超
機構 使用欄		5 父母祖父母				
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹				
刀ガナ		7 その他				
氏名		8 甥姪等	1. 特定 2. 老人			
機構 使用欄		9 三親等以内の親族				
刀ガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫		2. 特別障害	2. 別居	48万円超
機構 使用欄		5 父母祖父母				
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹				
刀ガナ		7 その他				
氏名		8 甥姪等	1. 特定 2. 老人			
機構 使用欄		9 三親等以内の親族				
刀ガナ		3 子	1.明 3.大 5.昭 7.平 9.令 年 月 日	1. 普通障害	1. 同居	48万円以下
氏名		4 孫		2. 特別障害	2. 別居	48万円超
機構 使用欄		5 父母祖父母				
個人番号 (マイナンバー)		6 兄弟姉妹				
刀ガナ		7 その他				
氏名		8 甥姪等	1. 特定 2. 老人			
機構 使用欄		9 三親等以内の親族				

D 摘要欄	
14 摘要	_____ _____ _____

〒XXXX-XXXX

杉並区 高井戸西 x-〇〇-△△



個人番号（マイナンバー）について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

年金 太郎 様

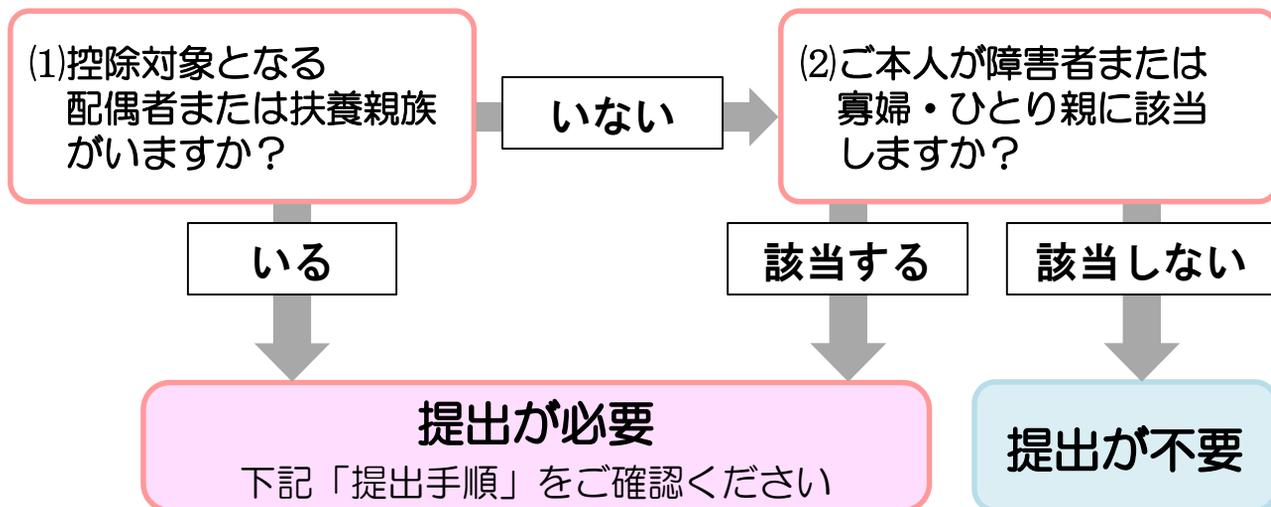
(年金の支払者)

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

大切なお知らせ

扶養親族等申告書の提出をお願いします

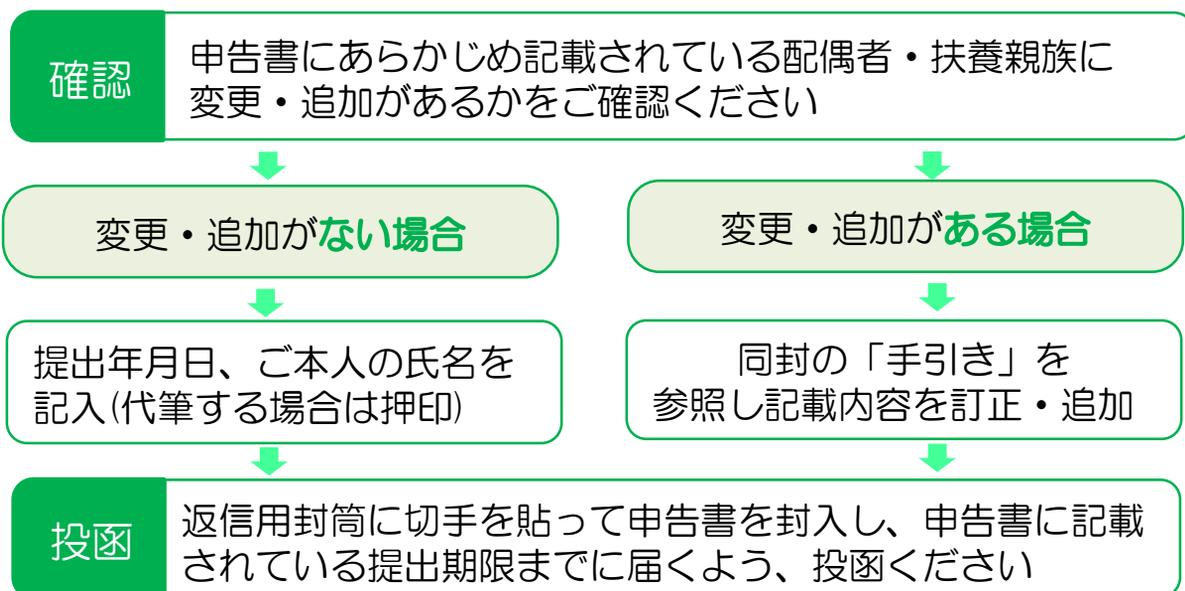
下記フロー図で提出が必要かご判断ください
提出すると該当する控除が受けられます



提出されない場合でも、源泉徴収の所得税率（5.105%）は変更ありません

控除対象の条件や障害者、寡婦・ひとり親については同封の「手引き」をご覧ください

○提出手順



○寡婦（寡夫）控除の変更

寡婦（寡夫）の控除を受けられる方の要件等が変更されます。

- ①本人の所得見積額が500万円を超える場合、控除対象外になります。
- ②子がいる方は、婚姻歴がなくても控除の対象になります。
- ③住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合は、控除対象外になります。

【ケースごとの控除区分・控除額の変化】

受給者本人が現在結婚をされていない方、または、配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方は「寡婦」または「ひとり親」の控除が受けられます。

（赤字部分は改正による変更部分です）

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の有無	配偶者との関係 （※2）	控除の区分（控除額（年額））	
				令和2年分まで	令和3年分以降（※3）
500万円以下	男性	子（※1）がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡夫 (27万円)	ひとり親 (36万円)
			婚姻歴なし	控除対象外	
	女性	扶養親族がいらない	婚姻歴あり 死別・生死不明	寡婦 (27万円)	寡婦 (27万円)
			婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	特別寡婦 (36万円)	ひとり親 (36万円)
		子（※1）がいる	婚姻歴なし	控除対象外	
			子以外の扶養親族がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡婦 (27万円)
500万円超	子（※1）がいる	婚姻歴あり	寡婦 (27万円)	控除対象外	
		子以外の扶養親族がいる			死別・離婚・生死不明

※1 他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。

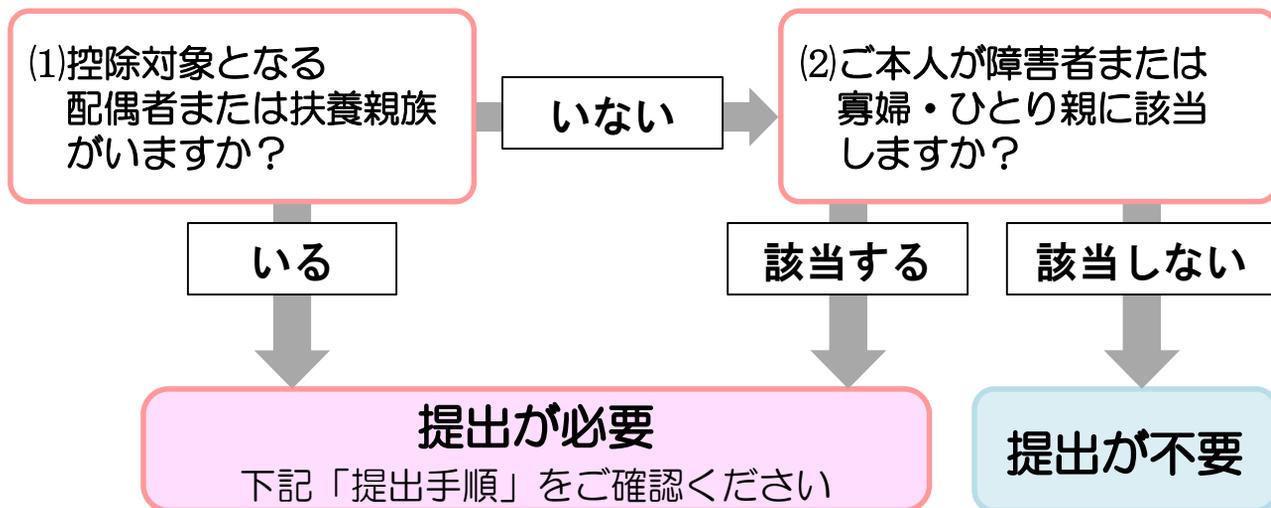
※2 令和3年分以降は住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

※3 「寡婦」・「特別寡婦」・「寡夫」の3種類であったものが、「ひとり親」（子がいる方）と「寡婦」（子がいらない女性）の2種類に変更となります。

大切なお知らせ

扶養親族等申告書の提出をお願いします

下記フロー図で提出が必要かご判断ください
提出すると該当する控除が受けられます



提出されない場合でも、源泉徴収の所得税率（5.105%）は変更ありません

控除対象の条件や障害者、寡婦・ひとり親については同封の「手引き」をご覧ください

○提出手順

署名

同封の申告書に提出年月日、
ご本人の氏名をご記入ください（代筆の場合は押印）

記入

同封の「提出の手引き」をよく読み、配偶者・扶養親族の
氏名その他の事項をご記入ください

投函

返信用封筒に切手を貼って申告書を封入し、申告書に記載
されている提出期限までに届くよう、投函ください

○寡婦（寡夫）控除の変更

寡婦（寡夫）の控除を受けられる方の要件等が変更されます。

- ①本人の所得見積額が500万円を超える場合、控除対象外になります。
- ②子がいる方は、婚姻歴がなくても控除の対象になります。
- ③住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合は、控除対象外になります。

【ケースごとの控除区分・控除額の変化】

受給者本人が現在結婚をされていない方、または、配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方は「寡婦」または「ひとり親」の控除が受けられます。

（赤字部分は改正による変更部分です）

本人の所得	本人の性別	扶養親族等の有無	配偶者との関係 （※2）	控除の区分（控除額（年額））	
				令和2年分まで	令和3年分以降（※3）
500万円以下	男性	子（※1）がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡夫 (27万円)	ひとり親 (36万円)
			婚姻歴なし	控除対象外	
	女性	扶養親族がいらない	婚姻歴あり 死別・生死不明	寡婦 (27万円)	寡婦 (27万円)
			婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	特別寡婦 (36万円)	ひとり親 (36万円)
		子（※1）がいる	婚姻歴なし	控除対象外	
			子以外の扶養親族がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡婦 (27万円)
500万円超	子（※1）がいる	婚姻歴あり	寡婦 (27万円)	控除対象外	
		子以外の扶養親族がいる			死別・離婚・生死不明

※1 他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。

※2 令和3年分以降は住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。

※3 「寡婦」・「特別寡婦」・「寡夫」の3種類であったものが、「ひとり親」（子がいる方）と「寡婦」（子がいらない女性）の2種類に変更となります。